

議案第42号

障害者福祉関係事業の取扱いについて

障害者福祉関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年7月9日提出

宇都宮地域合併協議会

会長 福田 富一

- 1 障害者福祉関係事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。
- 2 障害者社会参加推進イベントについては、当分の間現行どおりとし、段階的に調整する。
- 3 河内町で実施している理美容サービス事業については、合併時までには方向付けを行い、新市において実施する方向で調整する。

協定項目	障害者福祉関係事業の取扱いについて			所管専門部会名	保健福祉専門部会
調整の方向性	1 障害者福祉関係事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。 2 障害者社会参加推進イベントについては、当分の間現行どおりとし、段階的に調整する。 3 河内町で実施している理美容サービス事業については、合併時までに方向付けを行い、新市において実施する方向で調整する。				
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応					
宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考	
総人口 448,051 人	30,809 人	9,803 人	35,237 人	住民基本台帳人口(平成16年3月末)	
身体障害者手帳所持者数 13,435 人	989 人	453 人	1,029 人	平成16年4月1日現在	
療育手帳所持者数 1,994 人	137 人	66 人	129 人		
精神障害者保健福祉手帳所持者数 924 人	46 人	15 人	59 人		
精神障害者通院公費負担受給者数 2,436 人	124 人	32 人	150 人		
各種事業実施の状況					
身体障害者手帳の認定・交付				現行のまま引き継ぐ	
療育手帳交付				現行のまま引き継ぐ	
心身障害者福祉作業所(市町立)の管理運営				宇都宮市を基準に調整	

宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
支援費制度支給決定事務				宇都宮市を基準に調整
支援費サービス				現行のまま引き継ぐ
障害者生活支援事業				宇都宮市を基準に調整
障害者日常生活用具給付・貸与（補助対象分）				宇都宮市を基準に調整
障害者日常生活用具給付・貸与（単独分）	×	×	×	宇都宮市を基準に調整
補装具交付・修理				現行のまま引き継ぐ
重度身体障害者住宅改造費助成				宇都宮市を基準に調整
訪問入浴サービス	×	×		宇都宮市を基準に調整
福祉バス運行	×	× （社協が類似事業を実施）	×	合併時までには方向付けを行い、速やかに調整
重度心身障害者タクシー料金助成	×	×		宇都宮市を基準に調整
知的障害者施設入所者医療給付				現行のまま引き継ぐ
更生訓練費給付事業				現行のまま引き継ぐ
障害児育成支援事業	（平成 16 年度新規）	×	×	宇都宮市を基準に調整
障害児通園事業 ×	×			当分の間現行どおりとし、段階的に調整
障害児デイサービス施設こばと園共同運営事業 ×		×	×	合併時までには方向付けを行う

宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
メール機能付携帯電話購入費助成事業 ×	×		×	宇都宮市の日常生活用具給付（単独）で対応
身体障害者等特殊寝台等貸与事業 ×	×	×		社会福祉協議会の車いす貸与等で対応
身体障害者手帳用診断書料助成事業 ×	×		×	廃止の方向で調整
更生医療給付				現行のまま引き継ぐ
障害者手当（単独） 障害者福祉手当 特定疾患患者福祉手当		×	×	宇都宮市を基準に調整
障害者手当（国）				現行のまま引き継ぐ
重度心身障害者医療費助成				現行のまま引き継ぐ
障害者関係団体への運営補助				当分の間現行どおりとし、段階的に調整
精神障害者タクシー料金助成事業	×	×	×	宇都宮市を基準に調整
精神障害者交通費助成事業	×	×	×	宇都宮市を基準に調整
精神障害者居宅生活支援事業（ホームヘルプサービス）				現行のまま引き継ぐ
精神障害者居宅生活支援事業（ショートステイ）		×		宇都宮市を基準に調整
精神障害者居宅生活支援事業（グループホーム）		×		宇都宮市を基準に調整
精神障害者小規模共同作業所補助事業				宇都宮市を基準に調整

宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
障害者社会参加推進イベント ・ふれあい運動会 ・ふれあい文化祭 ・福祉まつり ・肢体不自由児野外訓練 ・心身障害児地域交流キャンプ	・高齢者・心身障害者スポーツ大会 ・健康福祉まつり ・肢体不自由児療育訓練	なし	・高齢者・福祉運動会 ・重度障害者レクリエーション事業	当分の間現行どおりとし、段階的に調整
理美容サービス なし （社協が高齢者を対象に類似事業を実施）	なし （社協が高齢者を対象に類似事業を実施）	なし （社協が高齢者を対象に類似事業を実施）	・65歳以上の寝たきり高齢者、重度の痴呆性高齢者、ねたきりの重度身体障害者 ・4,000円の利用券を4枚交付	合併時までには方向付けを行い、新市において実施する方向で調整

障害者福祉関係事業の取扱い

(1) 先進事例

ア 秋田市の例（平成17年1月11日合併予定 編入 1市2町）

障害者福祉については、合併時に秋田市の制度に統一する。

イ 長野市の例（平成17年1月1日合併予定 編入 1市1町3村）

長野市の制度に統一する。

ただし、

(1) 障害者行動計画については、合併後に新たな計画を策定する。

(2) ひとり暮らし重度身体障害者緊急通報システム設置事業については、大岡村、豊野町及び戸隠村は現行のとおりとし、鬼無里村については、長野市の対象要件により、鬼無里村ひとり暮らし老人緊急通報装置給付事業を適用する。

(3) 大岡村、戸隠村及び鬼無里村の人工透析患者通院費補助については、現行のとおりとする。

(4) 大岡村福祉移送サービス事業、豊野町障害者移送サービス事業については、現行のとおりとし、合併後に調整する。

ウ 堺市の例（平成17年2月1日合併予定 編入 1市1町）

障害者計画については、新市において速やかに計画の統合を図る。

障害者医療費助成については、当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。

エ 鹿児島市の例（平成16年11月1日合併予定 編入 1市5町）

1 障害者福祉事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、実施方法が異なる事業については、平成17年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。

2 障害者に対する配食サービス事業については、平成17年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。

3 身体障害者介護手当支給事業等については、平成17年度に廃止するものとする。

4 - 1 友愛特別乗車証交付事業については、交付対象者の年齢要件等の見直しを行うこととし、見直しの内容及び実施時期については、合併時まで決定する。

4 - 2 見直し後の友愛特別乗車証交付事業については、新市域にも適用するものとする。

新市域に適用することにより、桜島町が実施している桜島町営優待乗車船券（友愛）交付事業は、廃止する。